

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月28日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第11号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和38年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(普通免許状授与の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 免許法施行規則第6条第1項の表備考第10号若しくは第11号、第7条第1項の表備考第4号又は第10条第1項の表備考第2号の規定により、教育実習の単位を他の教職に関する専門教育科目の単位をもつて、これに替える場合は、前項各号に掲げる書類のほか、実務に関する証明書を提出しなければならない。</p> <p>(特別免許状授与の申請)</p> <p>第4条の2 免許法第5条第3項、第4項、第6条及び第17条の2の規定により、特別免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 教育職員検定による免許状授与願書(別記様式第3号)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 実務に関する証明書</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(臨時免許状授与の申請)</p> <p>第5条 免許法第5条第6項、第6条、第17条、第18条若しくは同法附則第7項若しくは昭和29年改正法附則第7項、第20項若しくは第21項又は施行法第2条の規定により、臨時免許状の授与又は免許法第5条の2第3項の規定により領域の追加を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p>	<p>(普通免許状授与の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 免許法施行規則第6条第1項の表備考第9号若しくは第10号、第7条第1項の表備考第4号又は第10条第1項の表備考第2号の規定により、教育実習の単位を他の教職に関する専門教育科目の単位をもつて、これに替える場合は、前項各号に掲げる書類のほか、実務に関する証明書を提出しなければならない。</p> <p>(特別免許状授与の申請)</p> <p>第4条の2 免許法第5条第3項及び第4項の規定により、特別免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 教育職員検定による免許状授与願書</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有することの証明書</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(11) 出願理由書</p> <p>(臨時免許状授与の申請)</p> <p>第5条 免許法第5条第6項、第17条、第18条若しくは同法附則第7項若しくは昭和29年改正法附則第7項、第20項若しくは第21項又は施行法第2条の規定により、臨時免許状の授与又は免許法第5条の2第3項の規定により領域の追加を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p>

(1) 第4条各号に掲げる書類

(2) (略)

(その他必要な書類)

第8条 授与権者は、第4条から前条までに定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(単位通減の基準)

第9条 免許法別表第3備考第7号の適用を受ける者の単位の通減の基準については、別表第1の定めるところによる。

(免許教科以外の教科担任の申請)

第13条 免許法附則第2項の規定による免許教科以外の教科担任の許可の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1) 免許外教科担任許可申請書(別記様式第16号)

(2) 免許外教科担任調書(別記様式第17号)

(書類の保存期間)

第16条 免許法施行規則第76条第1項の規定による書類の保存期間は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(1) 前条第1項第1号から第5号まで及び第7号から第9号までに掲げる書類

(2) (略)

(その他必要な書類)

第8条 授与権者は、第3条から前条までに定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(単位通減の基準)

第9条 免許法別表第3備考第7号若しくは別表第5備考第3号又は免許法第18条の2の表備考第4号の適用を受ける者の単位の通減の基準については、別表第1の定めるところによる。

(免許教科以外の教科担任の申請)

第13条 免許法附則第2項の規定による免許教科以外の教科担任の許可の申請をしようとする者は、免許外教科担任許可申請書(別記様式第16号)を授与権者に提出しなければならない。

2 前項の申請に対する許可は、免許外教科担任許可書の交付により行う。

(書類の保存期間)

第16条 免許法施行規則第76条第1項に規定する書類及びその他の免許状に関する書類の保存期間は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

(1) 幼稚園教諭

ア 助教諭免許状所有者が二種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第3）

所要在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	最低修得単位数
6	5	30	45
7	4	27	40
8	4	24	35
9	3	21	30
10	3	18	25
11	2	15	20
12	2	12	15
13	1	9	10

イ 二種免許状所有者が一種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第3）

所要在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
5	4	20	6	45
6	4	18	6	40
7	3	16	6	35
8	3	14	6	30
9	2	12	6	25
10	2	11	5	20
11	1	9	3	15
12	1	7	2	10

ウ 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得したもの等で二種免許状を有する者が一種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第3—免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び免許法施行規則第12条）

所要在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
3	2	12	6	25
4	2	11	5	20
5	1	9	3	15
6	1	7	2	10

(2) 小学校教諭

ア 助教諭免許状所有者が二種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第3）

所要在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
6	4	29	2	45

7	4	26	2	40
8	3	23	2	35
9	3	20	2	30
10	2	17	1	25
11	2	14	1	20
12	1	11	1	15
13	1	8	1	10

イ 二種免許状所有者が一種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第3）

所要在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
5	4	21	5	45
6	4	19	5	40
7	3	17	5	35
8	3	15	5	30
9	2	13	5	25
10	2	11	4	20
11	1	9	3	15
12	1	7	2	10

ウ 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得したもの等で二種免許状を有する者が一種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第3—免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び免許法施行規則第12条）

所要在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
3	2	13	5	25
4	2	11	4	20
5	1	9	3	15
6	1	7	2	10

エ 幼稚園教諭又は中学校教諭の普通免許状所有者が二種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第8—免許法施行規則第18条の5）

有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加える在職年数	教職に関する科目			最低修得単位数
		教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	
		各教科の指導法	道徳の指導法		
幼稚園教諭普通免許状	0	10	1	2	13
	1	7	1	2	10
	2	5	1	1	7

中学校教諭普通免許状	0	10		2	12
	1	7		2	9
	2	5		1	6

備考 最低在職年数に加える在職年数とは、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。

(3) 中学校教諭

ア 助教諭免許状所有者が二種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第3）

所要在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
6	10	21	4	45
7	9	19	4	40
8	8	17	4	35
9	7	15	4	30
10	6	12	4	25
11	5	10	3	20
12	4	8	2	15
13	3	6	1	10

イ 職業実習助教諭免許状所有者が二種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第5）

所要在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	最低修得単位数
6	10	10	20
7	8	7	15
8	5	5	10

ウ 二種免許状所有者が一種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第3）

所要在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
5	10	16	4	45
6	9	14	4	40
7	8	13	4	35
8	7	11	4	30
9	6	10	4	25
10	5	8	3	20
11	4	7	3	15
12	3	5	2	10

エ 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得したもの等で二種免許状を有する者が一種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第3—免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び免許法施行規則第12条）

所要在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
3	6	10	4	25
4	5	8	3	20
5	4	7	3	15
6	3	5	2	10

オ 小学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状所有者が二種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第8—免許法施行規則第18条の5）

有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加える在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目		教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	
			教育課程及び指導法に関する科目				
			各教科の指導法	道徳の指導法			
小学校教諭普通免許状	0	10	2		2	14	
	1	7	2		2	11	
	2	5	1		2	8	
	3	5	1		1	7	
高等学校教諭普通免許状	0		2	1	2	4	9
	1		1	1	1	3	6
	2		1	1	1	2	5

備考 最低在職年数に加える在職年数とは、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。

(4) 高等学校教諭

ア 助教諭免許状所有者が一種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第3）

所要在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
5	10	12	8	45
6	9	11	8	40
7	8	10	8	35
8	7	9	8	30
9	5	7	8	25
10	4	6	6	20
11	4	5	5	15
12	3	4	3	10

イ 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得したもの等で助教諭免許状を有する者が一種免許

状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第3—免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び免許法施行規則第12条）

所要在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
3	5	7	8	25
4	4	6	6	20
5	4	5	5	15
6	3	4	3	10

ウ 助教諭免許状所有者が一種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第3—昭和29年改正法附則第8項）

所要在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
10	50	10		90
11	47	10		85
12	45	9		80
13	42	9		75
14	39	9		70
15	37	8		65
16	34	8		60
17	32	7		55
18	29	7		50
19	26	7		45
20	24	6		40
21	21	6		35
22	18	6		30
23	16	5		25
24	13	5		20
25	10	4		15
26	3	4	3	10

エ 2年制の看護師養成施設を卒業し、かつ、保健の助教諭免許状を有する者が一種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第3—免許法施行規則附則第38項及び第39項）

所要在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
6	25	10		60
7	23	9		55
8	21	8		50
9	19	8		45

10	17	7		40
11	16	6		35
12	15	6		30
13	13	6		25
14	12	5		20
15	9	5		15
16	3	4	3	10

オ 3年制の看護師養成施設を卒業し、かつ、保健の助教諭免許状を有する者が一種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第3—免許法施行規則附則第38項及び第39項）

所要在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
4	15	10		45
5	14	9		40
6	13	8		35
7	12	8		30
8	11	7		25
9	10	6		20
10	9	5		15
11	3	4	3	10

カ 中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）所有者が一種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第8—免許法施行規則第18条の5）

有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加える在職年数	教職に関する科目		教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
		教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目		
		各教科の指導法			
中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）	0	2	2	8	12
	1	1	2	6	9
	2	1	1	4	6

備考 最低在職年数に加える在職年数とは、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。

(5) 養護教諭

ア 助教諭免許状所有者が二種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第6）

所要在職年数	養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目	最低修得単位数
--------	----------	----------	--------------	---------

6	14	8	2	30
7	12	7	2	25
8	10	6	2	20
9	7	6	2	15
10	5	3	2	10

イ 二種免許状所有者が一種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第6）

所要在職年数	養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目	最低修得単位数
3	8	6	2	20
4	7	6	2	15
5	5	3	2	10

(6) 栄養教諭

二種免許状所有者が一種免許状を取得する場合の最低修得単位数（免許法別表第6の2）

所要在職年数	管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	最低修得単位数
3	32	2	6	40
4	28	2	5	35
5	24	2	4	30
6	20	2	3	25
7	16	1	3	20
8	12	1	2	15
9	7	1	2	10

別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第11号（第4条の2関係）

(表)

年 月 日

親 展 書

推 薦 書

静岡県教育委員会 様

所轄庁又は
所属長職氏名



次の者に_____教諭特別免許状の授与を願いたいので推薦します。

ふりがな	性別	男・女	年齢	歳
出願者氏名		生年月日	年 月 日生		
申請免許状	教諭特別免許状		教科名		
採用予定学校名					
採用予定年月日	年 月 日				
最終卒業 学校名					
卒業年月日	年 月 日				
担当しようとする 教科の状況	週時間数	免許状所有者数	出願者週時間数		
	時間	人	時間		
担当する教科 に関する専門 的な知識経験 又は技能を有 する者に該当 すると認めら れる理由					
教員の職務を 行うのに必要 な熱意と識見 の状況					

(裏)

学校教育の効果的な実施に必要であると認める理由等	①出願者を任命又は雇用しようとする期間（原則、引き続き6年以上の期間にわたるものに限る。） 年 月 日 ～ 年 月 日
	② 出願者を配置することにより実現しようとする教育内容
	③ 出願者に対して特別免許状を授与する必要性
	④ 出願者を任命又は雇用した後に勤務校において行う研修の実施計画
	⑤ 出願者が担当する教科に関する学習指導要領等の共通理解のための体制
	⑥ 出願者を配置する学校における特別免許状所有者の配置割合
その他の参考事項	

別記様式第16号及び別記様式第17号を次のように改める。

別記様式第16号（第13条関係）

免 許 外 教 科 担 任 許 可 申 請 書

教育職員免許法附則第2項の規定により、次のとおり免許教科以外の教科担任を許可していただきたいので、担任教諭と連署のうえ申請します。

許可期間	年	月	日から
	年	月	日まで

年 月 日 設置者 _____ 学校名 _____
 所在市町 _____ 校長 _____ 印

教 諭 _____ 印 教 諭 _____ 印
 教 諭 _____ 印 教 諭 _____ 印
 教 諭 _____ 印 教 諭 _____ 印
 教 諭 _____ 印 教 諭 _____ 印

1 担任しようとする者の履歴及び免許状

番号	職名	履 歴		所 有 免 許 状			所 有 免 許 状 での 担 任		免 許 外 教 科 担 任		申請事由
	氏名	最終卒業 (修了) 学校名	教職 年数	授与権者	学校種	教 科	担任教科	担任時間数	教科名	担任時間数	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											

2 学級編制

学年	実学級数
1	学級
2	学級
3	学級
特別 支援 学級	学級
計	学級

3 免外申請教科と教科別担任教員状況

番号	教 科	該当教科免許所有者数			該当教科 全学年 総時間数	番号	教 科	該当教科免許所有者数			該当教科 全学年 総時間数
		普通	臨免	合計				普通	臨免	合計	
1						5					
2						6					
3						7					
4						8					

(申請する教科のみ記入)

(該当教科免許所有者数…免許状は所有しているが該当教科を担当していない者は除く)

別記様式第17号 削除

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。